



# リポジトリへの公開に関する著作権について

## 1. 著作権の譲渡について

自分が書いた著作物であっても、学会や出版社等との契約により譲渡している場合もあります。その場合は、ご自身が書かれた論文等であっても、無断で複製をしたり、譲渡したり、リポジトリ等の電子的公開をすることはできません。また、著作権を譲渡している場合であっても、著作者本人であれば「リポジトリへの公開を留保する」というような契約になっている場合もあり、そのような場合は、リポジトリへ公開することが可能です。

そのため、学会誌に掲載している場合や、出版をしている場合（出版した本の一部をリポジトリへ掲載する場合も含む）等は契約書等を確認し、ご自身が書かれた論文等を自由に利用できるのか否かを確認してください。

## 2. 共著について

共著は共同著作物の略で、著作物の作成の寄与を分離して個別的に利用できないものが該当します。章ごとに別々の人が書いている場合や、文章とイラストを別々の人が担当した場合は、共同著作物には該当しません。研究者同士がともに考えながら執筆したような場合が共同著作物に該当します。

したがって、章ごとに執筆を分担した場合で、ご自身が書かれた章のみをリポジトリへ登録する場合は、他の章を書かれた執筆者に許諾を取る必要はありません。

## 3. 引用について

公表された著作物は引用して利用することができるのと著作権法で認められており、公正な慣行に合致するものであって、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものであれば問題ありません。古い判例ではいくつかの基準が示されておりますが、正当な範囲は明確ではありませんので、数ページにわたるような場合は、引用に当たらないかもしれません。

また、絵画や図版を引用する場合は、大きくたくさん絵画等を掲載することで、画集のようになってしまい、鑑賞性を有しているとして引用の範囲を超えていると判断される場合もあります。

## 4. 二次的著作物について

二次的著作物とは、もとの著作物に新たな創作を加えて作った別の著作物のことをいいます。例えば、英語の論文を日本語に翻訳した場合に、翻訳した日本語の論文が二次的著作物に該当します。このような場合は、翻訳した日本語の論文を公開することで、もとの英語の論文も公開したことになってしまうため、英語の論文を執筆した方の許諾が必要となります。

## 5. 編集著作物について

索引集など、編集自体に創作性のあるものが該当します。例えば、短歌を集めた歌集である場合に、どのような短歌を集めるか、どのような順番にするかといったことが、独自の選択や独自の配列による場合には、創作性があると認められます。

ただし、編集の対象となる素材にも著作権がある場合には、この場合では短歌には著作権があるとされる場合がありますので、素材の著作物である短歌の著作者に許諾を得る必要があります。